

おokayamaデジタルイノベーション創出プラットフォーム

プロジェクトグループ設置運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、おokayamaデジタルイノベーション創出プラットフォーム規約第9条に規定するプロジェクトグループ（以下「PG」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、PGとは、おokayamaデジタルイノベーション創出プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の仕組みを活用して、デジタル技術によるイノベーションの創出を目指すアカデミア及び非アカデミアを構成員としたグループをいう。

2 アカデミアとは、プラットフォーム会員のうち、大学等高等教育機関（研究者・学生を含む）、公設試験研究機関等の公的研究機関をいう。

3 非アカデミアとは、プラットフォーム会員のうち、企業、地方公共団体、その他法人格を有する団体をいう。

(PGの発足)

第3条 PGは、グループリーダー（以下「GL」という。）を置くものとし、GLはPGを総括する。

2 GLはPGを代表して別に定める発足届を提出し、会長がこれを承認する事で発足するものとする。

(PGへの参加・脱退)

第4条 PGへ途中参加を希望する者は、GLに申し出るものとし、GLはPGへの参加の可否を決定するものとする。

2 PGの参加者が脱退を希望するときは、脱退する30日前までにGLの承認を受けるものとする。

3 GLはPGの参加者に変更があった際には、遅滞なく会長に報告するものとする。

(PGにおける知的財産権の取り扱い)

第5条 PGにおける知的財産権の取り扱いについては、本規程に添付される「プロジェクトグループに係る知的財産と成果の取扱いに関するガイドライン」に基づき取り扱うものとする。

(PGの解散)

第6条 PGの目的を達成したとき、若しくはその他PGを解散する事由が生じた際には、PGを解散するものとし、GLは別に定める解散届を会長に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 PGの検討に当たり経費負担が発生する際には、PG参加者で対応を協議して決定するものとする。

(疑義の決定)

第8条 本規程に定めのない事項又は本規程に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、その都度、PGの参加者が協議して定めるものとする。

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。